

フランス性犯罪規定の改正

福 永 俊 輔

はじめに一性的暴力および性差別的暴力に対する闘いを強化する 2018 年 8 月 3 日の法律—

1. 性的暴力からの未成年者の保護
 2. セクシャルハラスメント罪・モラルハラスメント罪に関する規定の改正
 3. 性差別的侮辱の抑制
- おわりに

はじめに一性的暴力および性差別的暴力に対する闘いを強化する 2018 年 8 月 3 日の法律—

2017 年 11 月 25 日、女性に対する暴力撤廃のための国際デーにおいて、エマニュエル＝マクロン (Emmanuel Macron) フランス大統領は、女性と男性の平等の確立は 5 年の大統領任期の中で重大な事項であり、今日において女性と子供が被害者となる機会が極めて多い性的暴力および性差別的暴力は国家にとって耐え難く、その尊厳と肉体的・精神的完全性の保護の保障に専心すると述べた。

実際、影響評価で示された調査結果¹によると、フランスでは、2016 年において 18 歳から 75 歳までの 9 万 3 千人の女性が強姦および／または強姦未遂の被害者であったということが明らかにされており、7 人に 1 人の

1 Étude d'impact, Projet de loi renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes, 19 mars 2018, p.4.

割合(14.5%)で女性が一生の間に性的攻撃を受けたことがあり、その中の3.7%が強姦または強姦未遂を受けたことがあるということが明らかにされている。また、一生の間に強姦または強姦未遂の被害者となったと述べた者の中で、半数以上(52.7%)が成年(18歳)に達する前に初めての被害を受けているうえに、男性被害者を見ても、その4分の3以上(75.5%)が成年に達する前に初めての被害を受けていることが明らかにされている。

さらに、フランスでは、未成年者と成人との性的関係に関する事案が世間の耳目を集めた。教え子である14歳の少女と性的関係を持った31歳の元数学教師や11歳の少女と性的関係を持った28歳の男性が、いずれも軽罪にあたる未成年者に対する性的侵害罪で有罪判決を受けたのである²。これらはいずれも重罪にあたる強姦罪での立件であったが、性的関係を持つことに対する同意があったとして強姦罪の構成要素を満たさないとされた。これら判決をきっかけとして、性犯罪規定に対する風当たりが強まった。

こうした中、2018年3月21日に、女男平等担当副大臣³であるマルレーヌ＝シアッパ(Marlene Schiappa)と司法大臣のニコル＝ブルベ(Nicole Belloubet)により法案が国民議会に提出され、修正を加えて2018年5月16日に国民議会で採択され、元老院でも修正を加えたうえで2018年7月5日に採択された。もともと、両院で採択された修正案に対して両院の意見が一致しなかったために国会同数合同委員会がひらかれ、2018年7月31日に元老院で、2018年8月1日に国民議会で法案が採択され、2018年8月3日に「性的暴力および性差別的暴力に対する闘いを強化する2018年8月3日の法律第2018-703号」(la loi n°2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes。以下、「フランス2018年法」ということもある)として成立した。

フランス2018年法は、①時効期間の延長、②強姦罪およびその他の性的虐待の処罰の改正、③セクシャルハラスメント罪・モラルハラスメント罪の改正とデジタル侵害(raids numériques)への対応、④性差別的侮

2 前者につき、Trib. Fontainebleau, 27 nov. 2017, 後者につき、Trib. Pontoise, 13 fév. 2018。

3 なお、「女男平等担当副大臣」は2018年10月16日より「女男平等・差別対策担当副大臣」へと変更がなされている。

辱罪 (l'outrage sexiste) を新設することによるストリートハラスメント (harcèlement de rue) の抑制、という4つの点を主たる改正の柱としている。フランス2018年法は5章・20条で構成されており、「第1章 性的暴力からの未成年者の保護を強化する規定」(第1条～第10条)、「第2章 セクシャルハラスメント罪およびモラルハラスメント罪に関する規定」(第11条～第14条)、「第3章 性差別的侮辱を抑制する規定」(第15条～第18条)、「第4章 評価」(第19条)、「第5章 海外領土に関する規定」(第20条)から成る。

翻って日本では、2017年に現行刑法典制定以来110年ぶりに性犯罪規定の見直しが行なわれたが、それ以降も強制わいせつ罪の成立に性欲を満たす意図は不要とする判例変更が行なわれたり(最判平成29年11月29日刑集71巻9号467頁)、父親が19歳の娘の意思に反して性交したとして準強制性交罪で起訴されたにもかかわらず抗拒不能であったと認定するには疑いが残るとして無罪とした事案(名古屋地岡崎支判平成31年3月26日(LEX/DB 文献番号25562770))等を契機に強制性交等罪等の性犯罪規定の要件見直しの声が強まるなど、今なお性犯罪は議論的となっている。また、世界的にみてもSNSでの性犯罪被害告発運動(#MeToo)にみられるように、性犯罪をめぐる議論は渦中にある。フランスでも性犯罪被害告発運動は#Balancetonporc(「豚を告発せよ」)として広がりを見せ、こうした動きもフランス2018年法の法案提出の原動力の一つとなったが、日本でも性犯罪被害告発運動が見られ、こうした動きが性犯罪の議論における重要な契機となっている。こうした状況に鑑みれば、「フランス刑法の先進性は、この分野(性犯罪の分野)でも際立っている」と評される⁴フランス刑法⁵の現状を眺めることは、現在の日本における性犯罪の議論に何かしらの示唆を与えるものと思われる。こうしたことから、本稿は、フランス2018年法によ

4 島岡まな「フランス刑法における性犯罪の種類と処罰について」刑法雑誌54巻1号(2014年)49頁。なお、括弧内引用者。

5 なお、フランス2018年法による改正前のフランス性犯罪規定を紹介する論稿として、島岡・前掲註(4)49頁以下、金塚彩乃「フランスの性犯罪に関する立法」刑事法ジャーナル45号(2015年)121頁以下がある。

る主な改正の内容を紹介し、フランスの性犯罪規定の現状を確認することを目的とするものである。

1. 性的暴力からの未成年者の保護

(1) 時効期間の延長

フランスでは2017年に「刑事における時効を改正する2017年2月27日の法律第2017-242号」(la loi n° 2017-242 du 27 février 2017 portant réforme de la prescription en matière pénale)が成立し、これにより公訴時効の期間の延長がもたらされた。すなわち、それまでは当該犯罪が行われた日から重罪につき10年、軽罪につき3年、違警罪につき1年とされていたが、これ以降、当該犯罪が行われた日から重罪につき20年、軽罪につき6年へと倍の期間に延長したのである。なお、違警罪に関しては文言の改正にとどまり、当該犯罪が行われた日から1年という公訴時効の期間は引き続き維持された⁶。もっとも、フランス公訴時効はその起算点に関する特別規定をいくつか有しており、未成年者保護との関係でも、特別規定を有する。すなわち、以下の犯罪につき、時効の起算点を当該未成年者が成年に達してから起算するとしたのである。

- ・ 刑事訴訟法706-47条に規定する特定の重罪でそれらが未成年者に対して行われた場合、刑法222-10条に規定する身体の一部喪失または永続的障害を引き起こす加重暴行に関する重罪が未成年者に対して行われた場合(刑事訴訟法9-1条1項⁷)
- ・ 刑事訴訟法706-47条に規定する特定の軽罪でそれらが未成年者に対してなされた場合(刑事訴訟法8条2項、9-1条1項)
- ・ 刑法222-12条に規定する1週間を超える完全労働不能を引き起こ

6 2017年のフランス公訴時効の改正につき、拙稿「フランスにおける公訴時効—その歴史と現状—」西南学院大学法学論集50巻2=3号(2018年)154頁以下。

7 公訴時効に関連するフランス刑事訴訟法の規定(7条~9-3条)については、拙稿「資料：フランス公訴時効関連条文・試訳(2017年改正)」西南学院大学法学論集50巻2=3号(2018年)177頁以下。

す加重暴行に関する軽罪が未成年者に対して行われた場合（刑事訴訟法 8 条 3 項、9 - 1 条 1 項）

- ・ 15 歳未満の未成年者に対して行われた強姦以外の性的攻撃（刑法 222 - 29 - 1 条）・ 加重性的侵害（刑法 227 - 26 条）に関する軽罪（刑事訴訟法 8 条 3 項）

なお、刑事訴訟法 706 - 47 条に規定する重罪とは、次のとおりである。

- ・ 刑法 221 - 1 条から 221 - 4 条が規定する故殺または謀殺で、それらが強姦、拷問・野蛮行為に先行してもしくは同時に未成年者に対して行われた場合、または法律上累犯の身分で行われた場合（1°）
- ・ 刑法 222 - 1 条から 222 - 6 条が規定する拷問・野蛮行為（2°）
- ・ 刑法 222 - 23 条から 222 - 26 条が規定する強姦（3°）
- ・ 刑法 225 - 4 - 1 条から 225 - 4 - 4 条が規定する未成年者に関わる人身売買（5°）
- ・ 刑法 225 - 7 条および刑法 225 - 7 - 1 条が規定する 15 歳未満の未成年者の売春斡旋（6°）

また、刑事訴訟法 706 - 47 条に規定する軽罪とは、次のとおりである。

- ・ 刑法 222 - 27 条から 222 - 31 - 1 条が規定する性的攻撃（4°）
- ・ 刑法 225 - 4 - 1 条から 225 - 4 - 4 条が規定する未成年者に関わる人身売買（5°）
- ・ 刑法 225 - 7 条および刑法 225 - 7 - 1 条が規定する未成年者の売春斡旋（6°）
- ・ 刑法 225 - 12 - 1 条および刑法 225 - 12 - 2 条が規定する未成年者売春の利用手段に関する軽罪（7°）
- ・ 刑法 227 - 22 条が規定する未成年者の墮落的助長（8°）
- ・ 刑法 227 - 22 - 1 条が規定する電子通信手段を用いた 15 歳未満の

未成年に対する性的誘引(9°)

- ・刑法227-23条が規定する児童ポルノに関する軽罪(10°)
- ・刑法227-24条が規定する未成年者の目に触れるおそれのある暴力的メッセージまたはポルノグラフィの作成・流布・販売(11°)
- ・刑法227-24-1条が規定する性器切除の同意または実行の未成年者への教唆(12°)
- ・刑法227-25条から227-27条に規定する性的侵害(13°)

フランスでは時効期間に関してもいくつかの特別規定を有しており、未成年者保護の観点から、刑法222-12条に規定する1週間を超える完全労働不能を引き起こす加重暴行に関する軽罪が未成年者に対して行われた場合および15歳未満の未成年者に対して行われた強姦以外の性的攻撃(刑法222-29-1条)・加重性的侵害(刑法227-26条)に関する軽罪について20年(刑事訴訟法8条3項)、刑事訴訟法706-47条に規定する特定の軽罪でそれらが未成年者に対してなされた場合について10年を公訴時効の期間としている(刑事訴訟法8条2項)。

このように、従来においても未成年者保護の観点から一定程度の配慮がなされていたが、フランス2018年法は、その第1条で時効に関する規定を設け、上に示した重罪の公訴時効の期間を延長し、さらにその対象となる犯罪の範囲を広げた。

まず対象となる犯罪につき、刑事訴訟法706-47条1°の文言から「強姦、拷問・野蛮行為に先行してもしくは同時に」を削除し、2°に「刑法222-10条に規定する身体の一部喪失または永続的障害を引き起こす15歳未満の未成年に対する暴行に関する重罪」を加えた(フランス2018年法1条Ⅲ)。これにより、フランス2018年法による改正後は、刑事訴訟法706-47条が定める重罪につき、「刑法221-1条から221-4条が規定する故殺または謀殺で、それらが未成年者に対して行われた場合または法律上累犯の身分で行われた場合」(1°)、「刑法222-1条から222-6条が規定する拷問・野蛮行為」、「刑法222-10条に規定する身体の一部喪失または永続的障害

を引き起こす 15 歳未満の未成年に対する暴行」(2°)、「刑法 222 - 23 条から 222 - 26 条が規定する強姦」(3°)、「刑法 225 - 4 - 1 条から 225 - 4 - 4 条が規定する未成年者に関わる人身売買」(5°)、「刑法 225 - 7 条および刑法 225 - 7 - 1 条が規定する 15 歳未満の未成年者の売春斡旋」(6°) とされることとなった。

重罪の公訴時効期間に関しては、「刑事訴訟法 706 - 47 条に規定されている重罪が未成年者に対して行われた場合の公訴権は、当該未成年者が成年に達してから起算して満 30 年が経過することによって、時効により消滅する」という項を刑事訴訟法 7 条 2 項の次に新たに加えるとともに（フランス 2018 年法 1 条 I）、刑事訴訟法 9 - 1 条 1 項を削除した（フランス 2018 年法 1 条 II）。こうして、改められた刑事訴訟法 706 - 47 条が定める重罪の公訴時効期間を 20 年から 30 年へと延長したのである。このように公訴時効期間が延長された理由としては、被害者が若年であるうえにこの手の事案は加害者と家族関係にあることが多々あるため、未成年被害者は被った暴力を明らかにし加害者を告発することができない状態に置かれているのであって被害を明らかにするまでに時間を要するが、現行規定では被害を明らかにするまでに時間を要するという性質が十分に考慮されていないこと、フランスでは 18 歳を成年年齢としておりそこから起算して 20 年である 38 歳という年齢の上限は、被害者の人生において、比較的小さな子供を育てていたり重要な家庭内での責任を有していたりする時期にかかっており、被害者は長期にわたる司法手続に従事する意欲が失われるし司法手続に関与すること自体困難な場合が多いこと、被害者が自らの身を守るために心的外傷性健忘（*amnésie traumatique*）に罹患することがあることを考慮しなければならず、この心的外傷性健忘は 40 歳以降に改善することが多々あるが、その時ではすでに時効が成立してしまっていること、が挙げられている⁸。

ところで、今次の改正で範囲を拡大した刑事訴訟法 706 - 47 条に規定さ

8 E. Balanant, M-P. Rixain, Rapport d'information N°895 sur le projet de loi renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes, enregistré à l'Assemblée nationale le 19 avril 2018, pp.15 et suiv..

れる重罪は、重罪の公訴時効期間を10年としていた2017年改正前においても、これらが未成年者に対して行われた場合、「公訴時効の期間を20年とし、その期間は、当該未成年者が成年に達した時から進行を開始する」(2017年改正前刑事訴訟法7条3項)として公訴時効の起算点およびその期間に関して特別規定を定めていた。もっとも、2017年改正で重罪の公訴時効期間が10年から20年へと延長されるに伴い、フランス2018年法により削除されるに至った刑事訴訟法9-1条1項を設けて未成年者に対するこれら重罪の時効の起算点に関する特別規定は設けたものの、未成年者に対するこれら重罪の公訴時効期間に関する特別規定は設けなかった。この点、国民議会における議論の中で、公訴時効には犯罪の重大性を示す尺度ととしての機能があることから、重罪に関する一般法の公訴時効の期間が20年に延長されたのであるから未成年者に対するこれら重罪についても一般法よりも長い時効を定めるべきとして、30年という期間の提案がなされたが、法案の目的は適用除外の時効の期間を増やすことではないとして、この提案は採り上げられなかったという経緯がある⁹。もっとも、2017年改正により未成年者に対するこれら重罪の公訴時効期間が延長されなかったからといってその特殊性が消滅したというわけではなく、未成年者に対するこれら重罪の特殊性は、その時効の起算点に関する特別規定の存在により、なお維持されていたとされる¹⁰。

こうして、フランス2018年法による時効期間の延長は、未成年者に対して行われたこれら重罪の固有の重大性を根拠に、さらには2017年の公訴時効期間の延長の際にもその理由として示された証拠の収集・保存技術の向上¹¹から正当化しうるとされるのである¹²。

なお、その他公訴時効との関係では、未成年者または一定の脆弱な状態にある者に対する性的侵害・性的攻撃等の不通報の処罰に関する刑法434

9 この点につき、拙稿・前掲註(6)163頁註)89。

10 V. Tellier-Cayrol, Loi du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes; Des objectifs respectables, une efficacité incertaine, AJPénal n°9, 2018, p.400.

11 証拠の収集・保存技術の向上と公訴時効期間延長との関係については、拙稿・前掲註(6)150頁、160頁。

12 Tellier-Cayrol, loc.cit.

－ 3 条を改正し、これら虐待行為が終わった時点で公訴時効の起算点を遅らせたほか（フランス 2018 年法 1 条 IV）、その法定刑についても、この不通報が 15 歳未満の未成年者に対して行われた場合、刑を加重する規定を追加している（フランス 2018 年法 5 条 2°）。

（2） 未成年者に対する性犯罪の抑制

フランス刑法典は、「第 2 編 人に対する重罪および軽罪」の下、「第 2 章 人に対する侵害」、「第 2 節 人の身体的・精神的完全性に対する侵害」の中に「第 3 款 性的攻撃」として性犯罪を規定する。ここでは、「性的攻撃」（agressions sexuelles）が「暴力行為、強制、脅迫または不意打ちにより行われたすべての性的侵害（atteinte sexuelle）」として定義され（刑法 222 - 22 条 1 項）、この広い意味での性的攻撃罪の中に含まれる個別犯罪類型として「強姦」（viol、刑法 222 - 23 条）と「その他の性的攻撃」（刑法 222 - 27 条）を区別している。

広い意味での性的攻撃罪は性的自由を保護するものと解されており¹³、破毀院も性的攻撃には被害者の同意の完全な欠如が必要であることを明確にした¹⁴。したがって、列挙された暴力行為、強制、脅迫、不意打ちは被害者の性的自由を侵害するための手段として、性的攻撃罪の構成要素ということになる。ところで、これら手段のうち強制に関して、「未成年者に対する近親姦を刑法典に規定し近親姦行為の被害者の発見とケアを改善する 2010 年 2 月 8 日の法律第 2010 - 121 号」（la loi n° 2010 - 121 du 8 février 2010 tendant à inscrire l'inceste commis sur les mineurs dans le code pénal et à améliorer la détection et la prise en charge des victimes d'actes incestueux）が下記のように新たに刑法 222 - 22 - 1 条を設けて心理的強制が含まれることを明示し、さらにとりわけ未成年者との関係において心理的強制を推定しうる状況を明示的に規定した。

13 C. André, Droit pénal spécial, 3^e éd., Dalloz, 2015, pp.152-153.

14 Cass. crim. 20 juin 2001.

刑法222 - 22 - 1条

「第222 - 22条第1項に定める強制は、身体的強制または心理的強制双方の場合がありうる。心理的強制は、未成年被害者と行為者との間の年齢差および行為者が被害者に行使する法律上または事実上の権威により生じうる」

もっとも、この規定をめぐっては、その明確性について憲法問題となるほどの¹⁵疑義が生じており、また、実際の適用においても、冒頭で示したように未成年者と性的関係を持った男性につき、性的自由を侵害する手段を立証できないことにより強姦罪の認定ができない事案などがあった。そこで、今次の改正により、上で示した刑法222 - 22 - 1条の第二文を削除して下記の二つの項を新たに加えた(2018年法2条I1°)。

刑法222 - 22 - 1条

「第222 - 22条第1項に定める強制は、身体的強制または心理的強制双方の場合がありうる。

当該行為が未成年者に対して行われた場合、本条第1項に定める心理的強制または第222 - 22条第1項に定める不意打ちは、被害者と行為者との間の年齢差および行為者が被害者に行使する法律上または事実上の権威により生じうる。この事実上の権威は、未成年被害者と成年行為者との間の著しい年齢差によって特徴づけることができる。

当該行為が15歳未満の未成年者に対して行われた場合、心理的強制または不意打ちは、当該行為について必要な分別のない被害者の脆弱性の濫用によって特徴づけられる。」(なお、強調記者)

これにより、未成年者に対する性的攻撃がなされた場合、広い意味での性的攻撃罪の構成要素である強制および不意打ちの推定がより容易になり、

15 Décision n°2014-448QPC du 6 fév. 2015.

とりわけ 15 歳未満の未成年者に対する性犯罪につき、20 年以下の懲役刑とする加重強姦罪（刑法 222 - 24 条 2°）、10 年以下の拘禁刑とする加重性的攻撃罪（刑法 222 - 29 - 1 条）としてより重い刑罰を科すことが可能となった。

ところで、フランスでは性交同意年齢を 15 歳としているが、広い意味での性的攻撃を認めるためには、15 歳未満の未成年者に対してもそれが暴力行為、強制、脅迫、不意打ちによって行われなければならない、これら行為に基づかない場合には広い意味での性的攻撃罪を認定することができない。この点は、性交同意年齢を設定し、それに満たない者との間で行われた性交等やわいせつな行為それ自体を強制的性交等罪や強制わいせつ罪の処罰対象とする日本と異なるところである。もっとも、成人が同意のうえで 15 歳未満の未成年者と性的行為に及んだ場合、刑法 227 - 25 条が規定する性的侵害罪 (*atteintes sexuelles*) に問われることとなる。しかし、本罪は軽罪であり、性的自由を侵害する手段を立証できないことにより強姦罪の認定ができず、強姦罪の裁判上の軽罪化がもたらされているといった批判がなされてきた。冒頭で示した、性犯罪規定に対する風当たりがこれとかかわるところである。こうした状況から、成人によって 15 歳未満の未成年者に対して行われたすべての性的挿入行為につき、その性質の如何を問わず、行為者が被害者の年齢を知っていた、あるいは知りえないことはなかったという場合にはすべて強姦とするという改正案が提案された。これにより成人と 15 歳未満の未成年者との間の性的関係の禁止が明示されることとなるが、フランスでも、これまで、性交同意年齢に満たない者との間の性交等を性的攻撃とすべきであるという主張がなされてきたところでもある¹⁶。もっとも、この提案に対してコンセイユ・デタは、故意の犯罪を非故意犯罪に変えてしまうことになる、同じ行動に対して罪名が複雑となる、同じ罪名につき構成要素と加重事情の一致が見られることになるなどその構造上の欠陥を指摘し¹⁷、結局この改正案は採られなかったという経緯がある。

16 例えば、D.Germain, *Le consentement des mineurs victimes d'infractions sexuelles*, RSC n°4, 2011, p.817.

17 Conseil d'État, avis consultative 21 mars 2018 n° 394437, pp.5 et suiv..

こうしたところから、心理的強制および不意打ちの要素を明確化した今回の改正は、その代替策であるとの評価もなされている¹⁸。

また、3項をめぐって、2項との文言上の関係から解釈上の疑問が生じる。それは、上で訳出した刑法222-22-1条で強調した部分とかかわる。すなわち、条文上第2項では動詞〈pouvoir〉が用いられている(pouvant être caractérisée)一方で、第3項では動詞〈être〉が用いられているのである(sont caractérisées)。この文言の違いを根拠にして、第3項につき、15歳未満の未成年であることを理由にその被害者には必要な分別がないのであるから、心理的強制または不意打ちが脆弱性の濫用によって自動的に考慮されるとする解釈ができるが、こうした解釈は同意がないことの推定をなすものであって、違憲性の問題を引き起こすとする一方、15歳未満の未成年者である場合、心理的強制または不意打ちは、「それら行為について必要な分別のない被害者の脆弱性の濫用」によってのみ特徴づけることができるとする解釈ができるが、この解釈を採用と、司法官は性的分別の欠如と脆弱性の濫用という二つの証明を行わなければならないこととなるため、その任務を複雑なものにするという批判がなされている¹⁹。

フランス2018年法は、刑法222-23条に規定する強姦罪の改正をももたらした。従前の刑法222-23条は、「その性質を問わず、他人に対し、暴力行為、強制、脅迫または不意打ちにより行われるすべての性的挿入(pénétration sexuelle)は強姦である」と規定する。ここで、同じく広い意味での性的攻撃罪に含まれる「その他の性的攻撃」との区別は、「性的挿入」の有無による。したがって、性器同士の結合はもちろん、口腔や肛門への行為者の性器の挿入もこれに該当するほか²⁰、被害者の性器や肛門への手指や異物の挿入もこれに該当する²¹。それゆえ、被害者および行為者の性別は強姦罪の成立に関係ない。もっとも、破毀院は、未成年者に対して行われた口淫行為につき、「口淫行為が、それを被る者または行う者に対して、暴

18 Tellier-Cayrol, supra note 10, p. 402.

19 Tellier-Cayrol, loc. cit.

20 Crim. 22 fév. 1984, Bull. n°71, Crim. 3 juill. 1991, Gaz. Pal. 1992.

21 Crim. 9 juill. 1991, Bull. n°294.

力行為、強制、脅迫または不意打ちにより科せられた以上、強姦となりうる」と述べて強姦罪の成立を認めたが²²、その後、未成年男性に対し権威を濫用して性的関係を持つよう仕向けた女性につき、「強姦罪の構成要素は、行為者が被害者に対して性的挿入行為を行った場合にのみ特徴づけられる」と述べるに至り²³、以後、本罪の性的挿入行為につき、行為者が自らの身体に性的挿入行為をさせることは強姦罪を構成しないとされた。しかし、今次の改正において刑法 222 - 23 条に「または行為者に対し」という一文を入れて「その性質を問わず、他人または行為者に対し、暴力行為、強制、脅迫または不意打ちにより行われるすべての性的挿入は強姦である」とすることにより、性的挿入行為をするのみならず性的挿入行為をさせる場合にも強姦罪が成立するとしたのである（フランス 2018 年法 2 条 I 2°）。

その他、未成年者保護との関係では、成人による 15 歳未満の未成年者に対する性的侵害罪（刑法 227 - 25 条）につき罰則を強化した（フランス 2018 年法 2 条 II）。すなわち、従前は「暴力行為、強制、脅迫または不意打ちによることなく、成人により 15 歳未満の未成年者に対してなされる性的侵害の行為は、5 年以下の拘禁刑および 75000 ユーロ以下の罰金に処する」とされていたが、今次の改正により「強姦またはその他すべての性的攻撃を除き、成人により 15 歳未満の未成年者に対してなされる性的侵害の行為は、7 年以下の拘禁刑および 100000 ユーロ以下の罰金に処する」とされたのである。なお、見られるように文言も一部改められているが、これについては、被害者に同意がない場合にはそもそも強姦罪またはその他の性的攻撃罪が成立するのであるから、成人による 15 歳未満の未成年者に対する性的侵害罪が成立するのは被害者に同意がある場合であり、本罪の成立には結局かつて規定されていた暴力行為、強制、脅迫または不意打ちなしになされる必要があるものであるから、文言の変化にとどまり実質的な要件に変化はない²⁴。

また、必ずしも未成年者保護に限ったものではないが、性犯罪規定の改

22 Crim. 16 déc. 1997, Bull. n°429, D. 1998. 212, chron. Y. Mayaud.

23 Crim. 21 oct. 1998, Bull. n°274, D. 1999. 75, note Y. Mayaud.

24 G. Beaussonie, L'égalité entre les femmes et les hommes, RSCn°4, 2018, p.950.

正という点から見れば、強姦罪、その他の性的攻撃罪に関して刑を加重する加重事情がいくつか追加された。フランス刑法典は、一般的に行為者や被害者の属性などに着目をしてより弱い立場にある者をより強く保護しようとする特徴があるが、性的攻撃罪についても、強姦罪、その他の性的攻撃罪を基本として、それにより重大な結果が惹起された場合、特定の状況下で行われた場合、特定の属性を有する被害者に対してなされた場合、行為者が特定の属性を有する場合などを加重事由として定めてより重く処罰する立法形態をとっており、こういった被害者をより強く保護すべきかを明確にしている。

強姦罪を加重する加重強姦罪は刑法 222 - 24 条に定められ、そこに列挙された加重事情が存する場合、20 年以下の懲役刑が科せられる（単純強姦罪は 15 年以下の懲役刑）。今次の改正では、その 3° の 2 として「経済的もしくは社会的状況の不安定さからくる脆弱性もしくは依存性が明白である者または行為者がそれを認識している者に対して行われた場合」（フランス 2018 年法 7 条 1°）、15° として「被害者の判断能力またはその行動統制を変質させる目的で、被害者が気付かない間に、被害者に対し物質が投与された場合」を追加した（フランス 2018 年法 3 条 1°）。また、「14° 未成年者が当該行為の時に居合わせかつそれを目撃した場合」として、未成年者が強姦の現場を目撃した場合にも、加重強姦罪として処罰されることになった（フランス 2018 年法 13 条 2° b）²⁵。

25 なお、その他の加重強姦罪の場合としては、「1° 身体の一部喪失または永続的な障害をもたらした場合」、「2° 15歳未満の未成年者に対して行われた場合」、「3° 年齢、疾病、身体障害、身体的もしくは精神的欠陥または妊娠または妊娠により著しく脆弱な状態にあることが明白である者または行為者がそれを認識する者に対して行われた場合」、「4° 尊属または当該被害者に対して法律上または事実上の権威を有する者によって行われた場合」、「5° 職務上与えられた権威を濫用する者によって行われた場合」、「6° 正犯または共犯として行動する複数の者によって行われた場合」、「7° 武器を使用または武器による脅迫を用いて行われた場合」、「8° 不特定多数の者に対して向けられるメッセージを伝播するための電子通信網の使用により被害者と行為者が知り合った場合」、「10° 他の被害者に対してなされた他の一つまたは複数の強姦と合わせて行われた場合」、「11° 被害者の配偶者、被害者と内縁関係にある者または被害者と民事連帯契約を結んでいる者によって行われた場合」、「12° 著しい酩酊状態または薬物の著しい影響下にある者によって行われた場合」、「13° 売春を行う者に対して、偶発的な方法も含め、売春の実施中に行われた場合」であ

その他の性的攻撃罪を加重する加重性的攻撃罪は刑法 222 - 28 条に規定され、そこに列挙された加重事情が存する場合 7 年以下の拘禁刑および 100000 ユーロ以下の罰金が科せられる（単純なその他の性的攻撃罪は 5 年以下の拘禁刑および 75000 ユーロ以下の罰金）ほか、年齢、疾病、身体障害、身体的・精神的欠陥、妊娠、経済的・社会的状況の不安定性²⁶により著しく脆弱な状況にある被害者に対しそれが明白な状況下でまたは行為者がそれを知りつつ行った場合には 7 年以下の拘禁刑および 100000 ユーロ以下の罰金が科せられ（刑法 222 - 29 条）、さらにそれを加重する事情がある場合には 10 年以下の拘禁刑および 150000 ユーロ以下の罰金が科せられ（刑法 222 - 30 条）、15 歳未満の未成年者に対して行われた場合には 10 年以下の拘禁刑および 150000 ユーロ以下の罰金が科せられる（刑法 222 - 29 - 1 条）。このうち、今次の改正では、刑法 222 - 28 条に、1°として「傷害、障害または 1 週間を超える完全労働不能を引き起こした場合」（フランス 2018 年法 14 条）、11°として「被害者の判断能力またはその行動統制を変質させる目的で、被害者が気付かない間に、被害者に対し物質が投与された場合」（フランス 2018 年法 3 条 2°）、「10° 未成年者が当該行為の時に居合わせかつそれを目撃した場合」（フランス 2018 年法 13 条 2° b）を追加したほか²⁷、刑法 222 - 30 条に 8°として「被害者の判断能力またはその行動統制を変質させる目的で、被害者が気付かない間に、被害者に対し

る（なお、9°は削除されている）。

26 なお、「経済的もしくは社会的状況の不安定性」という脆弱状態は、今次の改正で追加されたものである（フランス 2018 年法 7 条 2°）

27 なお、その他の加重性的攻撃罪の場合としては、「2° 尊属または当該被害者に対して法律上または事実上の権威を有する者によって行われた場合」、「3° 職務上与えられた権威を濫用する者によって行われた場合」、「4° 正犯または共犯として行動する複数の者によって行われた場合」、「5° 武器を使用または武器による脅迫を用いて行われた場合」、「6° 不特定多数の者に対して向けられるメッセージを伝播するための電子通信網の使用により被害者と行為者が知り合った場合」、「7° 被害者の配偶者、被害者と内縁関係にある者または被害者と民事連帯契約を結んでいる者によって行われた場合」、「8° 著しい酩酊状態または薬物の著しい影響下にある者によって行われた場合」、「9° 売春を行う者に対して、偶発的な方法も含め、売春の実施中に行われた場合」である。

物質が投与された場合」(フランス2018年法3条3°)を追加した²⁸。

ところで、これらのうち、とりわけ被害者の判断能力・行動統制を変質させる目的での物質の投与に関して、強姦の行為者が被害者に対しそうした物質を飲ませた場合、その行為自体暴行または強制を特徴づけるものであり、そもそもそうした行為は強姦罪の構成要素であるから構成要素と加重事情の区別がより困難になる、あるいは、物質を投与した者が強姦の正犯でない場合には強姦罪の共犯となりうるとして批判が加えられており、この規定の有用性に対して疑問が呈されている²⁹。

また、被害者の判断能力・行動統制を変質させる目的での物質の投与は、それが強姦や性的攻撃に至れば加重して処罰されるが、それに至らない場合でも、投与行為自体が独立して処罰されることとなった。すなわち、新たに設けられた刑法222-30-1条は、1項で「強姦または性的攻撃を行う目的で、他人に対し、その者が気付かない間に、その者の判断能力またはその行動統制を変質させる性質の物質を投与する行為は、5年以下の拘禁刑および75000ユーロ以下の罰金に処する」とし、2項において「当該行為が15歳未満の未成年者または特に脆弱な者に対して行われた場合には、7年以下の拘禁刑および100000ユーロ以下の罰金に処する」と規定したのである(フランス2018年法3条4°)。しかし、この規定に対しても、強姦・性的攻撃を目的とした物質の投与それ自体は強姦・性的攻撃の実行の着手ではなく、それゆえ未遂にもならない準備段階の行為を処罰するものであり問題である³⁰、本罪を設けずとも有害物質投与による身体的・精神的完全性の侵害を処罰する刑法222-15条があるのであるから、この規定

28 なお、その他の脆弱状態にある被害者に対する加重性的攻撃罪の場合としては、「1° 傷害または障害を引き起こした場合」、「2° 尊属または当該被害者に対して法律上または事実上の権威を有する者によって行われた場合」、「3° 職務上与えられた権威を濫用する者によって行われた場合」、「4° 正犯または共犯として行動する複数の者によって行われた場合」、「5° 武器を使用しまたは武器による脅迫を用いて行われた場合」、「7° 著しい酩酊状態または薬物の著しい影響下にある者によって行われた場合」である(なお、6°は削除されている)。

29 Tellier-Cayrol, loc. cit.

30 Beaussonie, supra note 24, p. 452.

の存在自体が疑問である³¹として批判が加えられている。

2. セクシャルハラスメント罪・モラルハラスメント罪に関する規定の改正

フランスでは、1992年の新刑法典制定の際、刑法典にセクシャルハラスメント罪（以下、「セクハラ罪」ということもある）を新設した（刑法222－33条）。このセクハラ罪は、新設当初は行為者が職務権限を濫用した場合に限られていたが³²、「性犯罪の予防、抑圧ならびに未成年者保護に関する1998年6月17日の法律第98－468号」（la loi n° 98－468 du 17 juin 1998 relative à la prévention et à la répression des infractions sexuelles ainsi qu'à la protection des mineurs）により「重大な圧力」という文言が加えられ³³、さらに2002年の社会近代化法（la loi n° 2002－73 du 17 janvier 2002 de modernisation sociale）により職務権限の濫用およびセクシャルハラスメントの手段に関する文言が削除された³⁴。この改正によりセクハラ罪はその適用範囲を大幅に拡大したものの、その行為につき条文上不明確であるとの批判がなされて憲法問題に発展し、2012年には罪刑法定原則に反するとして違憲判決が出され³⁵、セクハラ罪は無効とされるに至った。そこで政府は、違憲判決後新たに法案を提出し、「セクシャルハラスメントに関する2012年8月6日の法律第2012－954号」（la loi n° 2012－954 du 6 août 2012 relative au harcèlement sexuel）により、新たなセクハラ罪が下記の通り規

31 Tellier-Cayrol, loc.cit.

32 「性的関係を持つ目的をもって、職務上の権限を濫用し、命令、脅迫または強制によって他人に対して嫌がらせをする行為は1年以下の拘禁刑および100000フラン以下の罰金に処する」。

33 「性的関係を持つ目的をもって、職務上の権限を濫用し、命令、脅迫、強制または重大な圧力によって他人に対して嫌がらせをする行為は1年以下の拘禁刑および100000フラン以下の罰金に処する」。

34 「性的関係を持つ目的をもって他人に対して嫌がらせをする行為は1年以下の拘禁刑および15000ユーロ以下の罰金に処する」。

35 Décision n° 2012-240 QPC du 4 mai 2012. なお、本違憲判決に対する評釈として、山崎文夫「フランス憲法院刑法典セクシャル・ハラスメント罪違憲判決～憲法院2012年5月4日の合憲優先問題判決(Décision n° 2012-240 QPC du 4 mai 2012 (Journal officiel de la République française, 5 mai 2012, p. 8015))～」平成法政研究17巻1号(2012年)153頁以下。

定された。

刑法222 - 33条

- 「Ⅰ セクシャルハラスメントとは、品位を損なうようなもしくは屈辱的な性格によって人の尊厳を侵害する、または、威嚇的、敵対的もしくは侮辱の状況を作り出す、性的性質を有する言動を、反復して人に押し付ける行為である。
- Ⅱ 行為者または第三者の利益のために、性的性質を有する行為を行う現実のまたは明白な目的をもって、あらゆる形態の重大な圧力を用いる行為は、たとえそれが反復されなくても、セクシャルハラスメントとみなす。
- Ⅲ ⅠおよびⅡに規定された行為は、2年以下の拘禁刑および30000ユーロ以下の罰金に処する。
- これらの刑は、当該行為が以下に該当する場合、3年以下の拘禁刑および45000ユーロ以下の罰金に処する。
- 1° 職務上与えられた権威を濫用する者による場合
 - 2° 15歳未満の未成年者に対して行われた場合
 - 3° 年齢、疾病、身体障害、身体的もしくは精神的欠陥または妊娠により著しく脆弱な状態にあることが明白である者または行為者がそれを認識する者に対して行われた場合
 - 4° 経済的もしくは社会的状況の不安定さからくる脆弱性もしくは依存性が明白である者または行為者がそれを認識している者に対して行われた場合
 - 5° 正犯または共犯として行動する複数の者によって行われた場合」

こうしてより明確に定義したとされる新たなセクハラ罪は一般的な射程を有しており、スポーツ現場や教育現場などを含め、すべての環境におい

て適用される³⁶。

フランス刑法は、また、モラルハラスメント罪（以下、「モラハラ罪」ということもある）に関する規定も有しており、上述した2002年の社会近代化法においてはじめて規定されるに至ったものである。ところで、モラルハラスメントという、ともすれば日本では配偶者間やパートナー間で生じる、言動や態度によって精神的な苦痛を相手に与えるDV（ドメスティックバイオレンス）の一類型として捉えられがちであるが、フランスではそうした意味ではなく、もともとは労働条件との関連で捉えられていた。すなわち、2002年の社会近代化法によって導入されたモラハラ罪は、「他人の権利もしくは尊厳を侵害し、身体的もしくは精神的健康を損ないまたは職業上の将来性を危うくするおそれのある、労働条件の悪化という目的または効果を有する反復行為によって他人に対して嫌がらせを行う行為は、1年以下の拘禁刑および15000ユーロ以下の罰金に処する」と規定された（刑法222-33-2条）。その後、上述した2012年8月6日の法律によって法定刑が「2年以下の拘禁刑および30000ユーロ以下の罰金」に引き上げられたのちに、「女男の真の平等に関する2014年8月4日の法律第2014-873号」（la loi n° 2014-873 du 4 août 2014 pour l'égalité réelle entre les femmes et les hommes）により、「反復行為」が「反復的言動」へと文言の修正がなされている。こうして、刑法222-33-2条は次のように規定されていた。

刑法222-33-2条

「他人の権利もしくは尊厳を侵害し、身体的もしくは精神的健康を損ないまたは職業上の将来性を危うくするおそれのある、労働条件の悪化という目的または効果を有する反復的言動によって他人に対して嫌がらせを行う行為は、2年以下の拘禁刑および30000ユーロ以下の罰金に処する」

36 Circulaire du 7 août 2012 relative à la présentation des dispositions de droit pénal et de procédure pénale de la loi n° 2012-954 du 6 août 2012 relative au harcèlement sexuel, pp.2-3.

ところで、このモラルハラスメント罪は、「特に女性に対する暴力、ならびにカップル間の暴力とそれが子供に与える影響に関する2010年7月9日の法律第2010-769号」(la loi n° 2010-769 du 9 juillet 2010 relative aux violences faites spécifiquement aux femmes, aux violences au sein des couples et aux incidences de ces dernières sur les enfants)により刑法222-33-2-1条が設けられ、生活条件に関連する嫌がらせが法律上・事実上の配偶者間やパートナー間で行われた場合を処罰の対象とし³⁷、上述した2014年8月4日の法律により文言が一部修正されている³⁸。さらに、この2014年8月4日の法律により新たに刑法222-33-2-2条が設けられ、生活条件に関連する嫌がらせが他人に対して行われた場合にも拡大され、処罰の対象とされるに至った。こうしてこれら規定は次のように規定されていた。

刑法222-33-2-1条

「身体的もしくは精神的健康を損なうことで表れる生活条件の悪化という目的または効果を有する反復的言動により、配偶者、民事連帯契約によるパートナーまたは内縁関係にある者に対して嫌がらせを行う行為は、これら行為が1週間以内の完全労働不能をもたらしたまたはいかなる労働不能ももたらさなかった時は3年以下の拘禁刑および45000ユーロ以下の罰金に処し、1週間を超える完全労働不能をもたらした時は5年以下の拘禁刑および75000ユーロ以下の罰金に処する。

37 「身体的もしくは精神的健康を損なうことで表れる生活条件の悪化という目的または効果を有する反復行為により、配偶者、民事連帯契約によるパートナーまたは内縁関係にある者に対して嫌がらせを行う行為は、これら行為が1週間以内の完全労働不能をもたらしたまたはいかなる労働不能ももたらさなかった時は3年以下の拘禁刑および45000ユーロ以下の罰金に処し、1週間を超える完全労働不能をもたらした時は5年以下の拘禁刑および75000ユーロ以下の罰金に処する。
当該犯罪が、被害者の配偶者であった者または被害者と内縁関係にあった者もしくは民事連帯契約によるパートナーであった者により行われた場合、同じ刑罰に処する」。

38 「反復行為」が「反復的言動」へと修正されている。

当該犯罪が、被害者の配偶者であった者または被害者と内縁関係にあった者もしくは民事連帯契約によるパートナーであった者により行われた場合、同じ刑罰に処する」。

刑法 222 - 33 - 2 - 2 条

「身体的もしくは精神的健康を損なうことで表れる生活条件の悪化という目的または効果を有する反復的言動により他人に対して嫌がらせを行う行為は、これら行為が1週間以内の完全労働不能をもたらしたはいかなる労働不能ももたらさなかった時は1年以下の拘禁刑および15000ユーロ以下の罰金に処する。

第1項に規定する行為は、以下に該当する場合、2年以下の拘禁刑および30000ユーロの罰金に処する。

- 1° 当該行為が1週間を超える完全労働不能をもたらした場合
- 2° 当該行為が15歳未満の未成年者に対して行われた場合
- 3° 年齢、疾病、身体障害、身体的もしくは精神的欠陥または妊娠により著しく脆弱な状態にあることが明白である者または行為者がそれを認識する者に対して行われた場合
- 4° インターネット上で公開されている通信サービスの使用によって行われた場合

第1項に規定する行為は、1°から4°に規定する条件が重複した時には、3年以下の拘禁刑および45000ユーロ以下の罰金に処する。」

見られるように、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント共に言動の反復性がその構成要素とされている。もっとも、これに対しては、同一の被害者に対して、あらかじめ協議をした複数の者によって言動が押し付けられた場合、言動それ自体については実質的共犯関係にあるにもかかわらず、言動を繰り返さなかった者はセクハラ罪、モラハラ罪の構成要素を満たさずに処罰できない事態が実際に生じているということが指摘された³⁹。そこで、セクシャルハラスメントおよびモラルハラスメントの定義を

39 Étude d'impact, supra note 1, pp. 39 et suiv..

改正し、従来のセクシャルハラスメント行為(刑法222-33条I)および他者に対するモラルハラスメント行為(刑法222-33-2-2第1項)に、「次の場合も犯罪に当たる」⁴⁰として、「たとえそれが繰り返されなかったとしても、協議された手段またはそのうちの一人の教唆により、これら言動が同一の被害者に対して複数の者によって押し付けられた場合」(刑法222-33条I 1°、刑法222-33-2-2条第3項)、および「たとえ協議がなくても、それが繰り返される性質であることを知っている複数の者によって、繰り返し、同一の被害者に対してこれら言動が押し付けられた場合」(刑法222-33条I 2°、刑法222-33-2-2条第4項)を追加した(フランス2018年法11条I 1°b)、3°)。これにより、単発的な言動を共同して実行する場合が捕捉されることとなった。

ところで、インターネットやSNSの普及に伴い、サイバー暴力の増加への懸念が示された。すなわち、サイバー暴力の状況として女性はインターネット上での嫌がらせを男性よりも27倍受けており、ヨーロッパではすでに900万人の少女が15歳に達するときにインターネット上において何らかの暴力の被害者となっていること、女性の73%がインターネット上において性的暴力の被害者となっておりそのうちの18%が重大な暴力に直面していると述べたこと、性的な性質の私的画像の拡散の被害を受けた者の93%が感情的苦悩に苦しんでいると述べたこと、インターネット上の性差別的および性的嫌がらせの被害を受けた女性の70%が親密なパートナーからの身体的・性的暴力を受けていること、ヨーロッパでは5人に1人の青少年がインターネット上で脅迫の被害にあっていることが、調査結果として示されたのである⁴¹。また、デジタル媒体による嫌がらせを受け少女が自殺した事件なども挙げられ⁴²、こうしたサイバーハラスメントに対する対策が急務とされた。さらに、インターネットによる嫌がらせは匿名性が高いうえに容易に拡散されやすく、結果的に多数人による同一被害者に対する侵害

40 なお、この一文は、モラハラ罪を定める刑法222-33-2-2条では、以後第2項とされる。

41 Rapport d'information N°895, supra note 8, p. 31.

42 Rapport d'information N°895, supra note 8, p. 35.

となってしまうことがあり、こうしたデジタル侵害 (raids numériques) に対する刑罰的抑制の必要性も説かれた⁴³。そこで、フランス 2018 年法は、これらサイバーハラスメントやデジタル侵害に対して、セクハラ罪、モラハラ罪を適用するための改正を行った。

まずセクハラ罪につき、刑法 222 - 33 条 III 6°として、同条 I、II に規定する行為が「インターネット上で公開されている通信サービスの使用によってまたはデジタルもしくは電子媒体によって行われた場合」を追加した (フランス 2018 年法 11 条 I 2°)。また、モラハラ罪につき、上述の改正で新たに規定された刑法 222 - 33 - 2 - 2 条 1 項から 4 項までに規定する行為の加重事情の 4°にも「またはデジタルもしくは電子媒体によって」という一文を挿入し、セクハラ罪を加重する事情と同様「インターネット上で公開されている通信サービスの使用によってまたはデジタルもしくは電子媒体によって行われた場合」とした (フランス 2018 年法 11 条 I 4°)。もっとも、このようにセクハラ罪、モラハラ罪の改正を行ったとしても、SNS やブログ、電子メールを用いて行われるとりわけ学校現場におけるサイバーハラスメントを実際に処罰できるかとしてその実効性を問題視する声も上がっている⁴⁴。

その他の改正点として、セクシャルハラスメントの定義につきこれを拡張して「性的または性差別的性質を有する言動」とする改正を行ったほか (フランス 2018 年法 11 条 I 1° a)、セクハラ罪の加重事情として 8°として「尊属または当該被害者に対して法律上または事実上の権威を有する者によって行われた場合」を、さらに未成年者保護の観点から 7°として「未成年者が居合わせかつそれを目撃した時」を加えた (フランス 2018 年法 13 条 2° b))。モラハラ罪についても、未成年者保護の観点から、嫌がらせが法律上・事実上の配偶者間やパートナー間で行われた場合に重く処罰する加重事情として「1 週間を超える完全労働不能をもたらした時」に加えて「未成年者が居合わせかつそれを目撃した時に行われた場合」を含めたほか (刑法

43 Rapport d'information N°895, supra note 8, pp. 35 et suiv..

44 Tellier-Cayrol, supra note 10, p. 401.

222 - 33 - 2 - 1 条)、刑法 222 - 33 - 2 - 2 条 1 項から 4 項までに規定する行為の加重事情の 5°にも「未成年者が居合わせかつそれを目撃した時」を加えている(フランス 2018 年法 13 条 2°c)。

3. 性差別的侮辱の抑制

フランスでは、路上等において、衣服を身に着けた姿や外見に関して品位を損なうような言葉が投げかけられたり、しつこく注視する、口笛を吹く、付きまとうといった、いわゆるストリートハラスメント(harcèlement de rue)が問題とされてきた。実際、公共交通機関を利用するすべての女性が少なくとも一度はセクシャルハラスメントや性的攻撃の被害者となっているという調査結果や、25%の女性が公空間において少なくとも一度は上記行為を含む暴力を受けているという調査結果が、影響評価でも示されている⁴⁵。

ところで、これらストリートハラスメント行為は、性的攻撃罪やセクハラ罪等に該当しうる行為であるが、その構成要素の関係からこれらストリートハラスメント行為のすべてが該当するというわけではない。また、男性から路上でおいせつな言葉や態度を投げかけられた 22 歳の女性が、この男性に対してそれをやめさせようと文句をいったところ、殴られるという事件が起きた。この事件はフェイスブックに投稿されたことで注目を集め、シアッパ女男平等担当副大臣(当時)もコメントするなど、反響を呼んだ。こうしたことから、ストリートハラスメントの刑法的規制が法案として提出された。こうしてフランス 2018 年法は、その第 15 条で、刑法 621 - 1 条として性差別的侮辱罪(l'outrage sexiste)を新設した。

刑法 621 - 1 条

「I 品位を損なうようなもしくは屈辱的な性格によって人の尊厳を侵害する、または、威嚇的、敵対的もしくは侮辱的状况を作り出す、性的または性差別的言動を人に押し付ける行為は、性差

45 Étude d'impact, supra note 1, p.43.

別的侮辱である。ただし、第 222 - 13 条、第 222 - 32 条、第 222 - 33 条および第 222 - 33 - 2 - 2 条に規定する場合はこの限りではない。

- II 性差別的侮辱は、第 4 級の違警罪に対して規定する罰金に処する。本違警罪は、減額反則金を含む反則金に関する刑事訴訟法典の規定の対象となりうる。
- III 性差別的侮辱は、以下に該当する場合、第 5 級の違警罪に対して規定する罰金に処する。

- 1° 職務上与えられた権威を濫用する者による場合
- 2° 15 歳未満の未成年者に対して行われた場合
- 3° 年齢、疾病、身体障害、身体的もしくは精神的欠陥または妊娠により著しく脆弱な状態にあることが明白である者または行為者がそれを認識する者に対して行われた場合
- 4° 経済的もしくは社会的状況の不安定さからくる脆弱性もしくは依存性が明白である者または行為者がそれを認識している者に対して行われた場合
- 5° 正犯または共犯として行動する複数の者によって行われた場合
- 6° 多数の乗客の輸送に用いられる車両または多数の乗客を輸送する手段にアクセスするための場所において行われた場合
- 7° 被害者の実際のまたは推測される性的志向を理由に行われた場合

本 III に規定する違警罪の累犯は、第 132 - 111 項にしたがって処罰する。

- IV 本条 II および III に規定する違警罪を犯した者は、なお、以下の補充刑を受ける。

 - 1° 必要によっては自弁で、性差別に対する闘いと女性と

男性の平等への意識向上の研修の受講義務

- 2° 必要によっては自弁で、市民資格の研修の受講義務
- 3° 必要によっては自弁で、売春に関する意識向上の研修の受講義務
- 4° 必要によっては自弁で、カップル間の暴力および性差別的暴力の防止と闘いのための責任を持たせる研修の受講義務
- 5° IIIに規定する場合には、20時間から120時間までの期間の公益奉仕労働]

見られるように性差別的侮辱罪は違警罪とされ、加重事情を設けてそれに該当する場合に重く処罰することとしている。II 6°では公共交通機関での性差別的侮辱罪を加重処罰する規定が設けられているが、30歳の酒に酔った男性がバス車内で21歳の女性のそばに赴き、女性の尻を叩いて性差別的暴言を吐き、かつ身体に関する性的暴言をも吐いたという事案につき、2018年9月21日に、エブリー違警罪裁判所はこの男に対し300ユーロの罰金を言い渡しており、これが性差別的侮辱罪の初適用であった⁴⁶。

立案当局はこの性差別的侮辱罪がストリートハラスメントの抑制につながるとしているが、証明の困難性や差別的適用の危険性などから、この規定そのものにつき疑問視する声も上がっている⁴⁷。

フランス2018年法は、また、その第16条で刑法226-3-1条を新設した。

刑法226-3-1条

「衣服または閉じられた場所にいることにより第三者の視線から隠された、人の秘部 (les parties intimes) を見るためにあらゆる手段を用いる行為は、それがその人の気付かない間または同意なく行われ

46 “Pour la première fois, un homme condamné pour outrage sexiste”, Le Parisien, 25 sept. 2018.

47 Tellier-Cayrol, supra note 10, pp. 402-403.

た場合、1年以下の拘禁刑および15000ユーロ以下の罰金刑に処する。

第1項に規定された行為が以下に該当する場合、2年以下の拘禁刑および30000ユーロ以下の罰金に処する。

- 1° 職務上与えられた権威を濫用する者による場合
- 2° 未成年者に対して行われた場合
- 3° 年齢、疾病、身体障害、身体的もしくは精神的欠陥または妊娠により著しく脆弱な状態にあることが明白である者または行為者がそれを認識する者に対して行われた場合
- 4° 正犯または共犯として行動する複数の者によって行われた場合
- 5° 多数の乗客の輸送に用いられる車両または多数の乗客を輸送する手段にアクセスするための場所において行われた場合
- 6° 画像が定着され、記録されまたは拡散された場合」

フランスでは刑法226-1条が私的生活の侵害として、同意なく私的な場所にいる人の画像を定着し、記録し、拡散することを1年以下の拘禁刑および45000ユーロ以下の罰金で禁じている。もっとも、鏡を使用して覗き見る場合や公空間における動画の録画は、その構成要素を満たさないために処罰の対象とは出来なかった。しかし、今回の改正により、見られるように盗撮やのぞき等の行為が刑法上の犯罪として規定された。これは主としてショッピングセンターなどの公空間における、盗撮動画の撮影やスカートの中を鏡で覗き見る者を処罰することを目的としたものである⁴⁸。

また、本罪も加重事情を設けてそれに該当する場合に重く処罰することとしており、この加重事情の中には、盗撮画像・動画の撮影やこれを拡散する行為も含まれている。

48 Tellier-Cayrol, supra note 10, p. 401.

おわりに

以上、フランスの性犯罪規定につき、フランス2018年法によりもたらされた主な改正点について概観してきた。

先行研究によれば、フランスでは客体に区別を設けず性中立的な性的暴行罪として性的攻撃罪を捉えており、強姦罪についても性器の結合のみならず、口や肛門などへの性器・手・指などの挿入などが含まれるという点を指摘して、日本の従前の強姦罪と比較して進歩的であるという評価がなされている⁴⁹。もっとも、2017年の性犯罪の刑法改正に伴い強姦罪が強制性交等罪へと改められたことにより、主体・客体が拡大されその区別をなくし、また、行為も姦淫のみならず口腔性交・肛門性交にも拡大されたために、規定上日本法もその遅れを一定程度回復したとみることができる。その意味で、現在ではこの指摘は必ずしもそのすべてが妥当しないという面はある。しかし、男性性器を膣内、口腔内、肛門内に挿入する／させることが要求されていることから依然として女性間では強制性交等罪は成立せず強制わいせつ罪に問われることとなるが、こうした運用には疑問が呈されていることも事実である⁵⁰。性的侵襲の程度という観点からは、必ずしも男性性器によらずとも重大な場合がありうるのであり、広い意味での「性的攻撃」を、侵害の度合いの高い「性的侵入」(これを「強姦」と訳しているに過ぎない)とそれよりも低い「その他の性的攻撃」に分類するフランスの規定の在り方はそうした考えに立っていると見える。とりわけ性的少数者の保護という観点からも、性交等を男性性器の挿入に限定する日本は、なお遅れを取っているとみるべきではなかろうか。また、監護者わいせつおよび監護者性交等罪の新設により暴行・脅迫といった行為の手段ではなく行為者—加害者間の関係性を重視して被害者を保護する規定が設けられたが、あくまでも本罪は両者の関係性に監護関係がある場合に限定している。しかし、現に強い影響力を有するのは必ずしも監護関係がある場合に限定さ

49 島岡・前掲註(4)59～60頁。

50 「改正刑法：女性→女性、性暴力置き去り」毎日新聞2017年9月25日東京夕刊10面。島岡まな「性犯罪の保護法益及び刑法改正骨子への批判的考察」慶應法学37号(2017年)29～30頁。

れないのであって、現に強い影響力があるために、暴行・脅迫がなく、抗拒不能という状態とも認めがたい場合があることは、他の場合にもありうる。そうすると、監護関係がある場合のほかにもより強い保護を必要とする場合はありうるのであって、被害者・行為者の属性に応じた被害者保護という面からも、なお、フランス法は参考になるように思われる。もっとも、属性に応じた被害者保護という場合、日本法の特徴として広い法定刑が設定されていることもあり、具体的な事案に応じて対応が可能であるということがいわれることもあろう。しかし、それでも性的攻撃に必要とされる強制の推定規定の存在など、十分に参考になるのではなからうか。冒頭に示した名古屋地裁岡崎支部平成31年3月26日判決などを契機に、暴行・脅迫要件をめぐっては、現在でもその撤廃を含む議論の渦中にあるのである。このように、フランスの規定の在り方は、2017年の性犯罪規定改正の後も、なお、見るべき点としてあげることができるように思われる。

日本法にはない、セクシャルハラスメント・モラルハラスメントに関する規定、性的侮辱、盗撮・のぞきに関する規定も、これから日本においてこの問題を取り上げる際に、実際に立法化している例として参考になりうるように思われる。セクシャルハラスメント・モラルハラスメントや性的侮辱は、日本の現行法でも、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪、強制わいせつ罪等を構成しうる場合がありうる。しかし、これらが十分な対応ができていないかと問われると、必ずしもそうではない状況があろう。冒頭でも掲げた性犯罪被害告発運動に代表されるように、これら問題を取り巻く状況は、今、大きな渦の中にある。日本でも、これらに特化した規定の実現を検討する時期に差し掛かっているのではなからうか。盗撮・のぞきに関しても、現在の日本で大きな社会問題となっている。もっとも、これら行為については公共の場所か否かによって軽犯罪法や迷惑防止条例等による規制の対象となっているが、とりわけ条例による場合、統一的な規制の運用や犯罪地の特定といった問題があるのも事実である。より統一的な規制の在り方を検討する必要があるのではなからうか。また、これら規制を考える際、特別刑法として立法するのかそれとも刑法典の中に入れるのか議論の必要

も出てこよう。いずれもフランスでは刑法犯とされており、一般刑法での規制の一例として一つの参考になりうるものと思われる。

【追記】

三校校正段階で、末道康之「フランス・ベルギーにおけるハラスメントの法規制」刑事法ジャーナル60号（2019年）38頁以下に接した。